

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第9号

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例

小牧市介護保険条例（平成12年小牧市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「25,854円」を「25,904円」に改め、同項第2号中「33,610円」を「38,267円」に改め、同項第3号中「38,781円」を「38,561円」に改め、同項第4号中「42,918円」を「48,864円」に改め、同項第5号中「51,708円」を「58,872円」に改め、同項第6号中「56,879円」を「64,759円」に改め、同号ア中「をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零）とする」を「をいう」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「67,220円」を「76,534円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「77,562円」を「88,308円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「82,733円」を「100,082円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「87,904円」を「105,970円」に改め、同号ア中「500万円以上1,000万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「に該当する」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する」に改め、同項第11号中「93,074円」を「135,406円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 111,857円

- ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 117,744円

- ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 123,631円

- ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 129,518円

- ア 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,512円」を「15,895円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「25,854円」を「26,492円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「36,196円」を「38,267円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第10号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。